会費等に関する規則

（目的）
第１条
　この規則は、一般社団法人ＩＰＴＶフォーラム（以下「当法人」という。）定款第８条、第１０条第２項及び第３項の規程に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（社員及び協賛会員の権能）
第２条
　社員及び協賛会員の権能は、次の各号で定めるとおりとする。
（１）　社員は、理事会及び社員総会に対して、当該社員若しくは社員の所属員のうちから当法人の理事及び監事を推薦することができる。
（２）　社員は、当法人の社員総会及び委員会等の活動への参加、及び議案の提案を行うことができる。
（３）　協賛会員は、当法人の活動成果について共有することができる。

（社員の種別及び会費）
第３条
　社員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、社員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。
（１）　社員Ａは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、当法人設立時の法人とする。
（２）　社員Ｂは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、社員Ａ以外の法人とする。
（３）　個人社員は、当法人の目的に賛同して入社した個人とする。

（協賛会員の種別及び会費）
第４条
　協賛会員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、協賛会員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。
（１）協賛会員Ａは、当法人の目的に賛同して社員の活動を支援し、活動成果を活用する意思のある法人とする。
（２）協賛会員Ｂは、当法人の目的に賛同して社員の活動を支援し、活動成果を活用する意思があり、当法人次世代スマートテレビ推進センターにハイブリッドキャスト技術仕様に準拠したサービスの責任主体として届出を行い、事業者ＩＤの割り当てを受けた法人のうち、特に希望する法人とする。

（会費の納入）
第５条
　社員及び協賛会員は、当法人定款第３４条に規定する事業年度ごとに定められる別紙「会費の算定基準」に基づき会費を納入しなければならない。
２　会費は、毎年６月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
３　事業年度途中の入社若しくは入会に係る会費にあっても、年額を納入するものとする。ただし、当該年度途中に協賛会員から社員となる場合は、社員の会費と既納入分の会費との差額を新たに納入するものとする。

（社員及び協賛会員の資格の継続）
第６条
　社員及び協賛会員の資格は、当法人定款第３４条に規定する事業年度の終了の日の３０日以上前に、退会の届出がない場合は、翌事業年度についても継続するものとする。

（外貨建て資本金法人の会費）
第７条
　外貨建て資本金法人の会費は、当該資本金を当法人定款第３４条に規定する事業年度の最初の営業日の日本銀行１７：００時点の為替レートで日本円相当額に換算したうえ、別紙「会費の算定基準」に基づき会費を決定する。

附則
１　本規則は、本規則が成立した日から施行する。

別紙

2024年度 会費の算定基準

１．１口6万円とし、法人社員の年会費については、下記の通り定める。

社員種別		年会費
社員Ａ		１０口以上
社員Ｂ	資本金３００億円以上	８口以上
	資本金１０億円以上、３００億円未満	５口以上
	資本金１０億円未満	２口以上

※ 上記規定にかかわらず、日本電信電話株式会社、日本放送協会の年会費はそれぞれ１２０万円とする。
※ 上記規定にかかわらず、営利を目的としない法人であって、理事会が特に認めた場合は、年会費を減額又は免除できるものとする。

２．個人社員の年会費は無料とする。

３．協賛会員の年会費については、下記の通り定める。

協賛会員種別	年会費
協賛会員Ａ	１口以上
協賛会員Ｂ	0.5口以上